

じゅうよう じ こうせつめいしょ せいかつ だいじ せつめい  
【重要事項説明書】ホームの生活について大事なことの説明

とめししゃきょうしょうがいしゃ たんきにゅうしょ  
登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」短期入所

この大事な説明は、社会福祉法第76条と第77条に書いてあるとおり、あなたにお知らせするものです。  
ホームの住所や設備、お手伝いすることの内容をお知らせします。また、契約「約束」のなかで気を付けて  
いただくことをお知らせします。

じぎょうしゃ がいよう  
1. 事業者の概要

ホームを運営する法人の名前	しゃかいふくしほうじんとめししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会
ホームを運営する法人の住所	みやぎけん とめ し はさまちようきたかたあざおおほら ばんち 宮城県登米市迫町北方字大洞45番地3
代表者の名前	かい ちよう ちば ひるゆき 会長 千葉 博行
電話番号	0220-21-6310
FAX番号	0220-21-6320
認可年月日／認可番号	へいせい ねん がつ にち 平成17年 4月 1日
ホームページ	<a href="mailto:honbu@tome-shakyo.jp">honbu@tome-shakyo.jp</a>

じぎょう もくてき うんえい ほうしん  
2. 事業の目的と運営の方針

あなたが利用するホーム

種類	たんきにゅうしょ 短期入所
目的	あなたが生活するホームで、あなたの力で出来ないことを助けるため、ご はんや風呂、身の回りの整理などの手伝いをします。
名称	とめししゃきょうしょうがいしゃ 登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」
責任者の名前	やまき さとし 八巻 哲志
サービス管理責任者の名前	たかはし みちこ 高橋 美智子
ホームの住所	みやぎけん とめ し はさまちよう さぬま あざにしき ばんち 宮城県登米市迫町 佐沼字 錦 234番地1
運営方針	とめししゃきょうしょうがいしゃ していたんきにゅうしょじぎょう うんえいきてい 登米市社協障害者ケアホーム(指定短期入所事業)運営規程をみます。
電話番号／FAX番号	でんわ 電話 0220-23-9632 Fax 0220-23-9978
電子メール	<a href="mailto:nishiki@tome-shakyo.jp">nishiki@tome-shakyo.jp</a>
ホームを始めたとき	へいせい ねん がつ にち 平成26年 6月 1日

く 暮らせる人数 にんずう	にん 7人
---------------------	----------

3. 登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」(短期入所)の概要

(1) 障害者ケアホーム「カーサにしき」

た かた 建て方	もくぞう かいだて 木造2階建
とち ひろ 土地の広さ	405.99 m <sup>2</sup>
ひろ ホームの広さ	251.32 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備 1階( 139.53 m<sup>2</sup>)

たてもの 建物にある部屋	へ や かず 部屋の数	ひろ 広さ	び こう 備考
せ わにん へ や じ むしつ 世話人の部屋と事務室	しつ 1室	24.843 m <sup>2</sup>	
リビング	しつ 1室	24.843 m <sup>2</sup>	
ちようりしつ 調理室	しつ 1室	13.2496 m <sup>2</sup>	
へ や 部屋	しつ 1室	13.2496 m <sup>2</sup>	
くるま はい 車いすで入れるトイレ	しよ 1か所	7.4529 m <sup>2</sup>	
ユニットバス(お風呂場)	しよ 1か所	3.497 m <sup>2</sup>	
だつい せんたく へ や 脱衣と洗濯の部屋	しよ 1か所	9.8 m <sup>2</sup>	
げんかん ろうか ものおき 玄関や廊下、物置など		42.595 m <sup>2</sup>	
かいごうけい 1階合計		139.53 m <sup>2</sup>	

(3) 主な設備 2階( 111.79 m<sup>2</sup>)

たてもの 建物にある部屋	へ や かず 部屋の数	ひろ 広さ	び こう 備考
へ や 部屋	へ や 6部屋	9.9372 m <sup>2</sup>	
せんめんじよ 洗面所	しよ 3カ所	7.2254 m <sup>2</sup>	
トイレ	しよ 2カ所	2.184 m <sup>2</sup>	
ろうか ものおき 廊下、物置など		42.757 m <sup>2</sup>	
かいごうけい 2階合計		111.79 m <sup>2</sup>	

(4) 職員の人数

やく わり 役割	にんずう 人数	くぶん 区分	び こう 備考

		じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤	
		せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務
かんりしや 管理者	ひとり 1人		ひとり 1人		
かんりせきにんしや サービス管理責任者	ひとり 1人		ひとり 1人		
せいかつしえんいん 生活支援員	ふたり 2人		ひとり 1人		ひとり 1人
せわにん 世話人	よにん 4人		ひとり 1人	ひとり 1人	ふたり 2人
やかんしえんいん 夜間支援員	さんにん 3人			ふたり 2人	ひとり 1人

#### 4. 職員しよくいん きんむたいせいの勤務体制

しよくしゅ 職種	きんむ じかん 勤務時間
かんりしや 管理者	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分～午後5時15分まで
せわにん 世話人	ごぜん じ ふん じ ふん ごご じ ふん ごご じ ふん 午前6時30分～9時30分と午後4時00分から午後7時30分まで
せいかつしえんいん 生活支援員	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分～午後5時15分まで
やかんしえんいん 夜間支援員	ごご じ ふん よくじごぜん じ ふん 午後7時30分～翌日午前6時30分まで
かんりせきにんしや サービス管理責任者	ようじ じかんたい きんむ 用事がある時間帯に勤務

#### 5. ホームサービスの概要がいよう

##### (1) 入居者の定率負担額にゆうきしや ていりつふたんがく

べっし とめししやきょうしやうがいしや たんきにゆうしよ こじんりようせつめいしよ  
別紙、登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」(短期入所)個人利用説明書のとおりです。

##### (2) 障害者総合支援法に基づく介護給付から給付されるサービスしょうがいしやそうごうしえんほう もと かいごきゆうふ きゆうふ

しょうがいしやそうごうしえんほう もと かいごきゆうふ しちやうそん しきゆう がくおよ にゆうきしや ていりつふたんがくなど  
障害者総合支援法に基づく介護給付(市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等)の  
はんいない ていきよう ないよう い か  
範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

##### ①基本的な生活にかかわる手伝い

しゅ るい 種類	ない よう 内容
しよく じ 食事	からだ かんが しよくじ あなたの身体のことえを考えた食事をつくります。 しよくじじかん ちやうしよく ちやうしよく ゆうしよく <食事時間> 朝食(7:30) 昼食(12:00) 夕食(18:00)
せん たく 洗濯	あなたがいともきれいで、せいけつかん いふく き てつだ あなたがいつもきれいで、清潔感のある衣服を着られるよう手伝いをしま す。
トイレ	じぶんひとり たいへん かた てつだ トイレが自分一人で大変な方は手伝いをします。
いふく き め 衣服を着たり脱いだりすること	あつ さむ かんが き いふく き てつだ 暑さや寒さを考えて、あなたが着たい衣服を着られるよう手伝いをします。

み 身だしなみ	あなたらしさを大切に、きちんとした身だしなみが出来るよう手伝いをします。
そう じ 掃 除	あなたが気持ちよく暮らせるよう、ホームをきれいにしよう心がけます。 あなたの部屋は自分で掃除をして、それ以外は職員や他の入居者と協力して行います。
かた 片づけ	あなたの持ち物はあなた自身でいただきます。但し、手伝いが必要な場合は、前もってあなたの了解をもらってから職員と一緒にするようにします。
やかん しえん 夜間における支援	夜間や深夜に必要なときは、手伝いをします。
い どう 移 動	あなたのからだの状況に合わせて、安心して歩けるよう手伝いをします。
あんぜん む 安全に向けて	あなたの暮らしが安全で安心であるよう、必要な修理や工事をします。ホームでのあなたの安全が守られるようその方法を考えたり、そのための準備もします。

## ② ② 昼間の過ごし方についての手伝い

しゆ るい 種 類	ない よう 内 容
にっちゅうかつどうしえん 日中活動支援	昼間に出かけられる行事などを知らせたり、場合によってお出かけの手伝いをします。
しゃかいかつどうしえん 社会活動支援	あなたが持っている権利が、あなたの希望で使えるよう手伝いをします。

## ③ ③ より自分らしく暮らすために

しゆ るい 種 類	ない よう 内 容
ほか ひと かいわ 他の人との会話など	あなたが出来るだけ、他の人と楽しく話などが出来るよう、その方法を考えたり手伝いをします。
かね かんり お金の管理	あなたが自分で無くさないよう注意してもらいますが、必要な場合はあなたの同意をもらった上で、出来る範囲で使えるよう手伝いをします。
し お知らせ	しゃかいさんか はか こま せつめい ひつよう し 社会参加を図るため細かい説明や必要なお知らせをあなたに提供します。
にんげんかんけい 人間関係	だれ なかよ きょうりよく かんが こうどう でき ちから み つつ ように てつだ 誰とでも仲良く協力し、考えたり行動が出来る力が身に付くように手伝いをします。
そう だん 相 談	あなたや身元引受人、法定代理人等からの相談は、必要により話を聞いた り手伝いをするよう努めます。
しゃかいしげん りよう 社会資源の利用	あなたがもっと、いろいろなことを見たり聞いたり出来るよう、公民館活動や ちいきぎょうじ さんか でき てつだ 地域行事への参加などが出来るよう手伝いをします。
ぎゃくたい ぼうし 虐待の防止	あなたの人権を護り、虐待を防止します。 虐待防止責任者: 高橋 美智子

い し け っ て い し え ん 意思決定支援	あ な た が 自 立 し た 生 活 を 営 む こ と が で き る よ う 、 あ な た の 意 思 決 定 の 支 援 に 努 め ま す 。
そ の 他	あ な た へ の 手 伝 い や 安 全 、 衛 生 に つ い て 管 理 の 必 要 が あ る 場 合 、 必 要 な 対 応 を と る こ と が で き る も の と し ま す 。 そ の 場 合 、 あ な た の プ ラ イ バ シ ー 等 の 保 護 に つ い て 十 分 気 を 付 け ま す 。

#### ④保健医療にかかわる手伝い

し ゅ る い 種 類	ない よ う 内 容
けんこうかんに 健康管理	< 会の嘱託医師 > 氏名： 医療機関： 診察科目 診察科目：
ふくやくかんに 服薬管理	管理が必要な人は、医師から指示されたとおりにあなたが薬を飲む手伝いをします。きちんとルールを決め、間違えないように気を付けます。
つういん ちりょう 通院・治療	ホームにいる時に起きた事故で、治療が必要なときは通院します。また、軽い程度であればホームで治療をします。
えいせいにかんに 衛生管理	ホームは、感染症などが発生しないように設備、備品などを衛生的（清潔）に管理します。

#### 6. 相談・要望・苦情等の窓口

くじょうかいけついいんかい 苦情解決委員会	うけつけたんとうしゃ たかはし みちこ 受付担当者：高橋 美智子
	せき にん しゃ やまき さとし 責任者：八巻 哲志
	だいさんしゃいいん さいとう てるお 第三者委員：齋藤 輝雄
	くじょうが あ っ た 場 合 は 、 状 況 の 確 認 ・ 検 討 を 行 い 、 対 応 に つ い て 決 定 し ま す 。 ま た 、 必 要 に 応 じ て 関 係 者 へ の 連 絡 調 整 を 行 う と と も に 利 用 者 へ の 対 応 と 結 果 を 報 告 し ま す 。
とめしふくしむしょ 登米市福祉事務所	しよざいち とめし みなみかたまちしんたかいしうら ばんち 所在地：登米市南 方町新高石浦130番地
しょうふくしかかり 障がい福祉係	でんわばんごう 電話番号：0220-58-5552
ふくし りょう かん 福祉サービス利用に関する	しよざいち みやぎけんせんたいしあ おぼくかみずぎ 所在地：宮城県仙台市青葉区上杉3-3-1 みやぎハートフルセンター4F
うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	でんわばんごう 電話番号：022-716-9674
みやぎけんこくみんけんこうほけん 宮城県国民健康保険	しよざいち みやぎけんせんたいしあ おぼくかみずぎ 所在地：宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3
だんたいれんごうかい 団体連合会	でんわばんごう 電話番号：022-222-7700

#### 7. 協力医療機関

きょうりょくいりょうきかん  
協力医療機関は、入院や治療が必要なときに協力をお願いしているところです。ただし、特別に診療や入院を約束しているわけではありません。

いりょうきかんめい 医療機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	しんりょうかもく 診療科目
ざいたくしんりょうじよ とめ やまと在宅診療所 登米	とめしはさまちようさぬまあざみなみもとちよう 登米市迫町佐沼字南元丁 72	0220-23-9832	そうごうないか げ か しゆようか 総合内科・外科・腫瘍科・ けいせいげ か ひ ふ か かんわ 形成外科・皮膚科緩和 ケア科・ペインクリニック・ しんりょうないか ろうねんないか 心療内科・老年内科
しかいん さとう歯科医院	とめ し はさまちよう さぬまあざ 登米市迫町佐沼字 なかえ ちようめ 中江3丁目9-10	0220-22-8133	しか こうくうげか 歯科、口腔外科

## 8. 緊急時の対応

にゆうきよちゆう ひようじよう きゆうへん きんきゆうじたい お  
入居中にあなたの病状の急変、そのほか緊急事態が起きたら、すぐに主治医やご家族などに連絡を  
おこな して い れんらくさき れんらく  
行ったり、あなたが指定する連絡先にも連絡します。

## 9. 事故発生時の対応

じこ ぼつせいじ たいおう  
じぎょうしよ かしつ かか にゆうきよちゆう じこ お ばあい  
事業所の過失に関わらず、入居中に事故が起きた場合には、あなたのご家族や市に連絡を行うなど、  
ひつよう たいおう おこな  
必要な対応を行います。

しちようそん 市町村	とめ し ふくし じ むしよしよ ぶくしかかり 登米市福祉事務所障がい福祉係 0220-58-5552	
かかりつけ医療機関 いりょうきかん	いりょうきかんめい 医療機関名	
	しん りょう か 診療科	
	しゆ じ い 主治医	
	しよ ざ い ち 所在地	
	でん わ ばん ご う 電話番号	
きんきゆうれんらくさき 緊急連絡先 ①	し めい 氏 名: (続柄: )	
	じゆう しよ 住 所:	
	でん わ ばん ご う 電話番号:	
きんきゆうれんらくさき 緊急連絡先 ②	し めい 氏 名: (続柄: )	
	じゆう しよ 住 所:	
	でん わ ばん ご う 電話番号:	

## 10. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	じ むしよ でんわ とめ ししゃかいふくしきょうぎかい ちよくせつ くだ 事務所の電話で、登米市社会福祉協議会に直接かけて下さい。
ほうさいくんれん 防災訓練	ちいき ほうさいくんれん さんか ねん かい くんれん おこな 地域の防災訓練への参加や、年4回の訓練を行います。
あんぜん せつび 安全のための設備	しよつかき ・消火器1階と2階にあり ひなん ・避難シューターあり も けいほうき ・ガス漏れ警報機あり ひじょうとう ・非常灯あり

11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、 意見箱等利用者の意見等を 把握する取組の状況	1 あり	実施日	令和	年	が	月	に	日
		結果の開示	1 あり		2 なし			
2 なし								
第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	令和	年	が	月	に	日
		評価機関名称						
	結果の開示	1 あり		2 なし				
2 なし								

12. 登米市社協ケアホーム「カーサにしき」でのルール

「カーサにしき」の暮らしが、楽しく安全であるように次のルールを守りましょう。

設備・器具の利用	ホームにある物は、きちんと正しく使いましょう。わざとや使い方を間違えて壊してしまった時は、弁償していただくことがあります。
たばこ	たばこは決められた時間に決められた場所でお願ひします。
大事なものの管理	あなたが持っている大事なものは、自分で無くしたり盗まれたりしないようにしてください。もしも、大事なものがなくなってしまうと、ホームや登米市社会福祉協議会が責任を取ることはできません。
宗教・政治・お金をもらうこと	あなたの思想・信教は自由ですが、他の人や職員になどに迷惑にならないよう、宗教や政治活動、お金をもらうようなことはできません。
動物を飼うこと	ホームでペットを飼ったり動物に餌などを与えることはできません。
掃除や整理整頓	ホームの中は自分たちでも掃除を行い、備品を使ったあとの片づけなどルールを決めます。
火事などを起こさないために	火災を起こさないよう、日ごろから注意を払い、きめられたことを必ず守って下さい。
その他	あなたへの手伝いや安全、衛生について管理の必要がある場合、必要な対応をとることができるものとします。その場合、あなたのプライバシー等の保護について十分気を付けます。
	あなたの人権を護り、虐待を防止します。
	ホーム退所後は速やかに荷物などを引き取って下さい。登米市社会福祉協議会が代わりに整理した場合は実費をいただきます。

13. 障害者総合支援法に基づく介護給付支給外サービス(入居者負担によるサービス)

障害者総合支援法に基づく介護給付支給外サービスを利用した場合、利用料金をいただきます。なお、

利用料金の明細については、登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」(短期入所)個人利用説明書によりご確認ください。

#### 14. 利用料や支払の方法

別紙、登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」(短期入所)個人利用説明書のとおりです。

私は、この紙に書いてあることを登米市社会福祉協議会の(職名 氏名)から説明を受けました。

令和 年 月 日

あなたの名前

住所

氏名 印

署名代行者

住所

( )

氏名 印

登米市社会福祉協議会は、様に短期入所の手伝いをするにあたり、この紙に書いたとおり重要事項と登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」(短期入所)個人利用説明書を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

住所 宮城県登米市迫町佐沼字錦234-1

名称 登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」

代表者 印

説明者 印

たんにきにゆうしょこじんりようせつめいしょ  
短期入所個人利用説明書

とめししやきようしょうがいしや  
登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」

この個人利用説明書は、契約書第5条及び第6条に基づき、あなたに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく介護給付から出される額や、あなたの定率負担額などを細かく説明します。

さくせいび ねん がつ にち  
作成日: 年 月 日

なまえ  
＜あなたの名前＞

名前: さま しょうわ へいせい ねん がつ にちうまれ さい  
様 昭和・平成 年 月 日生 歳

住所:

でん わ ふうつくす  
電 話 FAX

介護給付支給期間: ねん がつ にち 日から ねん がつ にち 日まで

緊急連絡先: さま ねん がつ にち 日 まで  
様 (利用者との続柄)

じゅう しょ  
住 所  
でん わ  
電 話 FAX

ていきよう  
＜サービス提供ホーム＞

ホーム名: 登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」

責任者名: やまき さとし  
八巻 哲志

ホーム所在地: みやぎけん とめ し はさまちよう さぬまあざにしき ばんち  
宮城県登米市迫町 佐沼字錦234番地1

でんわ  
電話 0220-23-9632

サービス管理責任者: たかはし みちこ  
高橋 美智子

個別支援計画作成年月日: しょかい ねん がつ にち  
初回/ 年 月 日  
ねん がつ にちへんこう  
年 月 日変更

りようりょうきん  
＜利用料金＞

ほう もと かいごきゆうふしきゆう かん りようきん  
 法に基づく介護給付支給額に関する料金

ない よう 内 容	きん かく 金 額
ほう もと かいごきゆうふしきゆうがく A. 法に基づく介護給付支給額	えん 円
だいいりじりようがく B. 代理受領額	えん 円
ていりつふたんがく C. 定率負担額	えん 円
ごうけい 合計 B+C=A	えん 円

□法に基づく介護給付支給対象外サービスに関する利用料金

(1) 1ヶ月毎に料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金	備考
1. 家賃	530円/1日あたり	
2. 家賃補助		
3. 食事代	朝食 300円 昼食 400円 夕食 400円	
4. 光熱水費等	600円/1日あたり	
5.	円/月	

(2) 1回のご利用ごとにお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金	備考
1. ガイドヘルプサービス	実費	
2. 行事食事代	実費	
3.		

(3) その他

ご利用サービス	利用料金	備考
1. 電化製品持込料	1台30円/1日あたり	コタツ、電気毛布、電気ストーブ等の暖房器具、加湿器
2. その他日用品	実費	

□利用料金の支払い方法

料金、費用は、1ヶ月ごとに計算し、利用の翌月17日頃にご請求いたしますので、27日までに  
お支払いください。入所時や退所時など1ヶ月に満たない期間のサービスについては日割り計算  
にてご請求いたします。

私は、この紙に書いてあることを登米市社会福祉協議会の(職名 氏名 )  
から説明を受けました。

令和 年 月 日

あなたの名前

住 所

氏 名

印

署名代行者

住 所

氏 名

印